

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-102

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4 (略)				別表第4 (略)			
健康診査又は予防接種受診等回数表				健康診査又は予防接種受診等回数表			
健康診査等の区分		回数	備考	健康診査等の区分		回数	備考
(略)				(略)			
予防 接種	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、B型肝炎その他人事委員会が認めるもの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。	予防 接種	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、B型肝炎、 <u>ロ タウイルス感染症</u> その他人事委員会 が認めるもの	予防 接種 を受 ける ため に必 要と 認め る回 数	予防接種 法第2条 第1項に 規定する 予防接種 （ツベル クリン反 応検査を 含む。）を いう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。